

農業生産用物価高騰緊急対策給付金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、生産資材や燃油価格等の高騰の影響を受ける農業生産者に対して、経営の安定化と次期作への意欲の持続を図ることを目的とした支援を行うため、市が予算の範囲内において実施する農業生産用物価高騰緊急対策給付金（以下「給付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第2条 この要綱による給付金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 夕張市内に住所を有し、販売目的で農業生産する農業者（（主たる事務所を夕張市内に有し、販売目的で農業生産する法人を含む。）以下「販売農家等」という。）であること。
- （2） 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間の農業収入（以下「令和6年農業収入」という。）が50万円以上であること。ただし、法人の場合は、申請日が属する事業年度の直前の事業年度の売上（以下「直前事業年度の売上」という。）が50万円以上であること。
- （3） 今後も引き続き、農業生産を継続する意欲があること。
- （4） 市税等を滞納していないこと。
- （5） 夕張市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号及び第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- （6） 法令及び公序良俗に反していないこと。
- （7） 本給付金を受給したことがないこと。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めたもの。

（給付金の額）

第3条 この要綱により交付する給付金の額は、1販売農家等につき7万5千円とする。

（給付金の交付申請）

第4条 給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、農業生産用物価高騰緊急対策給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 給付金の振込先を確認できる口座通帳等の写し
- （2） 令和6年農業収入（法人の場合は、直前事業年度の売上）を確認できる書類
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は、令和7年10月15日から令和7年11月28日までとする。

(給付金の交付決定及び給付)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請があつたときは、その内容を審査し、給付金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、農業生産用物価高騰緊急対策給付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、すみやかに給付金を申請者に交付するものとする。

(給付金の返還)

第6条 市長は、申請の内容に偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により市長から給付金の返還を求められた者は、直ちに給付金を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。